

官製談合再発防止に向けた取組（再発防止対策）の検討

1 入札方法の見直し

談合等の不正防止や不調を減少させる対策として、入札の公平性、競争性及び透明性の向上を図る必要がある。このことから、条件付一般競争入札の対象となる工事を、これまでの予定価格7億円以上の案件から対象を拡大することとする。その対象としては、次のいずれかの案で検討する。

なお、条件付一般競争入札の対象拡大にあたっては、市外業者の参加を図るとともに、将来にわたる地域の担い手の育成及び確保に必要な運用を行うこととし、市内業者の優先的発注に努めるものとする。

また、工事の品質確保やダンピング等への対策として、最低制限価格等の取扱いや価格のみの競争によらない総合評価落札方式の導入等について、併せて検討する。

【対策案】

	対象	対象とする理由	事務負担等
案 1	予定価格 5千万円以上 (入札案件の2割程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・特に大規模な工事 ・事件の対象となった工事の規模を考慮 ・議決が必要な契約及び議会へ報告を行う重要な契約 	事務負担や事務処理に要する期間に大差はない
案 2	予定価格 500万円以上 (ほとんどの入札案件)	指名業者の決定あたり、公募により指名を希望する業者を募る指名競争入札に係る工事	従来から公募手続きを要しており、事務負担に大差はない。 小規模の案件で事務処理に要する期間が入札公告に係る事務により若干長くかかることも想定される

参考資料 1

2 最低制限価格等を不正に入手しようとする働きかけへの対応

予定価格となる工事の設計金額の積算に用いる積算標準単価や積算方法、及び最低制限価格の算定方法が公表されていることから、積算システムの導入等により積算能力の高い業者であれば、予定価格や最低制限価格について、高い精度で算出することが可能な状況にある。しかしながら、入札に係るこれらの秘密情報を不正に入手しようとする働きかけは、本市のみならず他の自治体でも発生している。このため、予定価格や最低制限価格の取扱い等について、その働きかけを防止する検討が必要である。

(1) 暫定的な予定価格の事前公表

入札の公正性を確保するため、予定価格を入札の事前に公表する自治体が多くあった。その結果、入札参加者が適切な積算行わず、予定価格や最低制限価格と同額又は近似する価格での入札が多く行われ、国では、適正価格での発注による工事品質の確保について指導を強化している。しかしながら、今回の事件のように、予定価格等を不正に入手しようとする働きかけを無くすには、事前公表が有効な手段の一つとして考えられ、同様の事件が発生した自治体で、暫定的に事前公表とする例がみられる。予定価格の事前公表については、そのメリット・デメリットのほか、他の対策と比較したうえで、検討する必要がある。

事前公表・事後公表のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
事前公表	<ul style="list-style-type: none">・ 秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの防止・ 不調の減少	<ul style="list-style-type: none">・ 落札価格の高止まり・ 業者の見積努力を損なう・ 談合が容易となる・ 競争性の低下(入札参加者が予定価格または最低制限価格と同額で入札し、くじ引きで落札者を決定する)・ 積算しないで受注することによる工事品質の低下
事後公表	<ul style="list-style-type: none">・ 競争性の確保・ 適切な積算に基づく適正価格による工事品質の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの恐れ・ 不調の発生

(2) 変動型最低制限価格の試行的導入

最低制限価格の算定方法として、通常の算定方法により算出した金額にランダム係数を掛けて算定する方法や有効な入札価格の平均値から算出した金額を最低制限価格とする「変動型最低制限価格」を導入している自治体がある。ランダム係数により算出する場合は、通常の方法で算出した価格と近似した価格となることから、最低制限価格を知ろうとする働きかけの恐れがある。入札価格の平均値により算出する場合は、入札結果で最低制限価格が決まることから、不正な働きかけによる漏洩を無くすることができる。デメリットも考えられるため、本格的に導入するには、効果等の検証が必要である。平均値による変動型最低制限価格の導入については、そのほか、現行の制度や他の対策と比較したうえで、検討する必要がある。

変動型最低制限価格（平均値型）のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・入札の結果で最低制限価格が決まることから、不正な働きかけによる漏洩が無くなる・市場価格を反映した落札結果となる	<ul style="list-style-type: none">・入札結果に左右されるため、落札価格の高止まり、またはダンピングが生じる恐れがある・積算能力が高い業者が企業努力により入札した結果が、他の入札者の価格に左右され、最低制限価格割れにより失格する恐れがある・上記の2つのデメリットについては、結果の検証が必要である・開札処理に時間を要するほか、最低制限価格の算定誤りが生じるリスクがある

参考資料 2 - ~

（参考）現行の制度「低入札価格調査制度」

最低制限価格によらず落札者を決定する現行の制度として、低入札価格調査制度がある。予定価格1億5千万円以上の工事請負契約の入札に採用するもので、調査基準価格（最低制限価格と同じ基準で算出した金額）を下回った入札者について、ただちに失格とするのではなく、その価格により適正な履行が可能かを審査し、落札者を決定する制度として導入している。審査に必要となる業者の提出書類が多く、業者の負担となること、審査に時間を要し、入札から落札決定まで2週間程度かかること、また、審査において、適正な履行ができないとの明確な判断が難しく、ダンピングにつながる恐れがあること、などのデメリットがある。

(3) 総合評価方式（市町村簡易型）の本格導入

落札者の決定方法として、価格及び技術力等の評価を評点した評価値の順位により決定する入札方法として、平成23年度から試行的に導入している。試行で実施した案件については、予定価格内の有効な入札者が少なかったことや同水準の市内業者間での競争から価格による順位と変わりがなかったことなどの結果となり、近年の実施例はない。しかしながら、価格以外の面で落札者が決まることから、不正な働きかけの防止や品質の確保が期待できる。また、一般競争入札の導入時においても、本市の発注方針である、市内業者からの優先的な発注について、評価項目に地域への貢献に関する項目を設けることで、市内業者の優位性が確保される。最低制限価格に係る取扱いとしては、従来の方で算定し、非公表とする方法、または低入札価格調査制度とする方法を選択することとなる。再発防止策として、他の対策と比較検討が必要である。

各対策の比較

	予定価格の事前公表	変動型最低制限価格	総合評価方式
予定価格等の入手に係る働きかけ	少ないが、最低制限価格については「働きかけ」がありうる	少ないが、予定価格については「働きかけ」がありうる	ありうるが価格のみでは落札が決まらない
入札不調	減少する	現状と変わらない	現状と変わらない
競争性	競争性は低く、談合のリスクが高まる	競争性が確保される	競争性が確保される
品質確保	価格のみの評価のため品質低下も起こりうる	価格のみの評価だが市場価格が反映される	技術力を評価することで品質確保が図れる
市内業者優先発注	特段の配慮は無い	特段の配慮は無い	地域貢献度の評価により市内業者への優位性が保てる
落札処理に係る時間	現在と変わらない	現在より時間を要する	現在より時間を要する
事務負担	不調の減少から再度入札が減り、事務負担の減少につながる	落札決定時の計算処理等に事務負担が増える	落札決定時の技術力審査に事務負担が増える

参考資料3 - 、

【最低制限価格に係る対策案】

各対策のメリット・デメリットを捉えたうえで、工事の規模や事務負担を考慮し、予定価格に応じた最適な制度を採用することとし、次の区分によりそれぞれの対策を選択することとするが、区分による対策の違いで混乱が生じないように留意する。

予定価格	5千万円未満	5千万円以上	1億5千万円以上
現 行	従来最低制限価格	従来最低制限価格	低入札価格調査
対策案	2パターンから選択	4パターンから選択	5パターンから選択
1	現行どおり	従来最低制限価格と総合評価方式の組合せ	従来低入札価格調査と総合評価方式の組合せ
2	現行どおり	従来最低制限価格と総合評価方式の組合せ	従来最低制限価格と総合評価方式の組合せ
3	現行どおり	変動型最低制限価格（試行）	変動型最低制限価格（試行）
4	現行どおり	従来最低制限価格と総合評価方式の組合せ	変動型最低制限価格（試行）
5	現行どおり	変動型最低制限価格（試行）	従来低入札価格調査と総合評価方式の組合せ
5	予定価格の事前公表と従来最低制限価格の組合せ	予定価格の事前公表と総合評価方式の組合せ	予定価格の事前公表と総合評価方式の組合せ
6	予定価格の事前公表と従来最低制限価格の組合せ	予定価格の事前公表と変動型最低制限価格（試行）の組合せ	予定価格の事前公表と変動型最低制限価格（試行）の組合せ

3 不正業者に対する厳罰化

不正行為に対する抑止力を強化するためには、不正行為に対する罰則を厳しくすることでその効果が期待できる。不正行為に対する罰則としては、一定期間入札に参加できなくする指名停止措置や賠償金があるが、他自治体等を参考に、抑止力が働くよう見直す必要がある。

(1) 指名停止措置基準の厳罰化

本市の基準には、今回の事件における違法行為である公契約関係競売等妨害に対する適用事項が明確になく、その他の違法行為として9月の指名停止措置を行っている（贈賄を行った業者については、2年の指名停止措置を行っている。）。また、指名停止の対象となった業者のうち一者は、下請け業者として事件に関与しているが、本市発注工事へ下請け業者として携わることに対する制限はない。今回の事件のような不正を2度とさせないよう、適用事項や指名停止期間等について他自治体を参考に改める必要がある。

【対策案】

- ア 指名停止の適用事項として「公契約関係競売等妨害」を加える
- イ 指名停止期間を最大36月に改める
- ウ 指名定期措置を行った者について、本市発注工事の下請負を禁止する

参考資料4

(2) 違約金の設定・厳罰化

契約条項には談合等の不正行為があった場合に、賠償の予定として、契約金額の10分の1を請求することとしている。贈賄については、契約解除の理由とはなるが、損害が生じていないものとして、賠償の予定の対象としていない。今回の事件における違法行為のひとつは贈賄であり、不正行為に対する抑止力を強化するため、違約金を定めている自治体などを参考に取扱いを改める必要がある。

【対策案】

- ア 契約条項に違約金を設け、贈賄もその対象とする。
- イ 契約条項で定める違約金の額を公序良俗に反しない範囲で増額することとし、10分の2に改める。

参考資料5

4 入札及び契約の透明性の向上

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を定めている。この指針では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であると、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について、審査及び意見具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用を講ずることを示している。本市においても、入札及び契約事務で不適切な点又は改善すべき点について、第三者委員会の意見具申の趣旨に沿って必要な措置を講じることで、不正行為の防止を図る必要がある。

なお、不正行為が疑われる入札や談合情報等への対応については、当該機関が警察や公正取引委員会等とは異なり刑法の談合罪や独占禁止法違反事案に係る調査を行う専門組織ではなく、強制捜査権も持たないため、その調査に限界があること、違法行為の認定を行う権限を持たない機関であることから、捜査機関の妨げとならないよう留意し、適切に運営する必要がある。

【対策案】

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、入札等監視委員会を設置する。

参考資料6

5 不正な働きかけへの対応

本市では、談合情報を得た場合等において、不正行為を疑うに足りる事実があるときにおける連絡・報告、公正取引委員会への通知の手順等について、「談合情報対応の手引き」を定めている。この手引きを拡充し、入札情報等に係る第三者からの不正行為を疑う働きかけ等の行為に係る情報の取扱いについても、同様に定めるとともに、職員への周知徹底や公表することにより、不正行為の防止を図る必要がある。なお、取扱いを定めるにあたっては、警察や公正取引委員会の調査の妨げとならないよう留意する必要がある。

【対策案】

「談合情報対応の手引き」に不適切な働きかけ等の情報への対応を加え、職員へ周知徹底するとともに、この手引きを公表し、再発防止を図る。